

中間配当の実施について（令和7年10月21日）

令和7年10月1日、破産者を株式会社総合電商とする東京地方裁判所令和3年（フ）第7615号事件につき、東京地方裁判所民事第20部（合議C係）により、中間配当の許可がありました。

令和7年10月21日官報号外234号64頁に、この中間配当の配当公告が次のとおり掲載されました。

配当に加えるべき 6, 674, 621, 104円

配当することのできる金額 333, 730, 860円

この中間配当の配当率は5%になります。中間配当の対象となる破産債権者に対する中間配当の通知は、令和7年11月中旬に当破産管財人から発送する予定です。

以上